

平成 29 年度 第 1 回 子ども・子育て会議 会議録

開催日 平成 29 年 6 月 22 日（木） 13：10～15：15

場 所 開成町民センター 中会議室 A

出席者 山岸(裕)委員、佐藤委員、露木委員、小林委員、相馬委員
金澤委員、石渡委員、本多委員、矢後委員、山岸(道)委員

事務局 子ども・子育て支援室

議 題 (1) 子ども・子育て会議の役割について
(2) 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
(3) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
(4) 平成 29 年度 入園・入所状況について

主旨

町では、法や条例で定める一定条件に当てはまる「子ども・子育てに関すること」について、さまざまな分野の有識者から意見を聴くために子ども・子育て会議を設置している。

今回の会議では、平成 28 年度の事業評価を報告するとともに計画の見直しについて町の考えを提示した。また、平成 29 年 4 月 1 日に新設保育所が開所したため、4 月 1 日時点の入園・入所状況を報告した。

委員の改選

平成 29 年 3 月 31 日をもって前任委員の任期が満了したため、委員の改選を行い、2 名の入れ替わりがあった。今期委員の任期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。会議の冒頭に、町長が委嘱状の交付を行った。

会長の選出

会長は条例第 5 条に基づき、互選で選出することになっている。今回が 3 期目となり過去の経過もご存じであること、子育てに関してさまざまな場面でご活躍されていることなどから事務局は小田委員を推薦し、合意が得られた。

本日は急遽欠席されたことから、出席委員の同意を得て金澤委員を会長の職務代理者として、議事を進行させた。

■議題1 子ども・子育て会議の役割について

事務局説明

子ども・子育て会議は、子どもの保護者や事業者の代表、教育関係者、労働者の代表、子育て支援の従事者や有識者といったさまざまな分野から集まっていたいただいた会議体である。

町子ども・子育て会議条例第2条の所掌事務を、子ども・子育て支援法と合わせて読むと、「町の事業計画を策定・変更する際や、町が、教育・保育施設等の利用定員を定める際には、この会議の意見を聴かなければならない」とされている。しかし、ここで何かを決定することや、やらなければいけないことはなく、子ども・子育てに関することについては町で推進するが、法や条例で定める一定条件に関することについて意見の交換をしていきたい。また、「子ども子育て支援事業計画」の進捗状況について、地域の実情を踏まえて実施されているかどうか確認する役割も担っている。

町条例第4条にあるとおり、任期は2年間で再任することもできる。平成29・30年度の委員は、11名のうち9名のかたに再任していただいている。会議の開催は条例第6条のとおり、委員の半数以上の出席が必要。別表の報酬金額は日額のため、4時間を超えない会議の時は半額の支給となる。

意見等

特になし

■議題2 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

事務局説明

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、開成町では平成27年度から5年間を計画期間とする「開成町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定した。策定に際しては、平成25年度に立ち上げたこの会議の中で様々な意見をいただいている。

町支援事業計画は、子育て支援事業の提供体制や環境整備を進める重要な取組みをまとめたもので、計画に掲げた事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づく見直しを進めていくことが必要となっている。このような趣旨のもと、町支援事業計画の点検・評価については、次のとおり取り組むこととしている。

基本的な考え方としては、町支援事業計画の点検・評価結果に基づいて「PLAN（計画

の修正)→DO(計画事業の実施)→CHECK(計画事業の実施状況の点検・評価)→ACTION(事業の継続または計画事業の見直し)」というサイクルを回しながら、計画事業をより意義や価値の高いものにしていくとともに、これらの結果を町ホームページ等で公開していく。

町支援事業計画の策定・事業の推進主体は、開成町であることから開成町組織における内部評価を基本とするが、評価の過程等を開かれたものとするため、「開成町子ども・子育て会議」の意見を聞きながら行っていく。具体的には、前年の取組結果を翌年4～7月で点検し、最終的に8月に結果を公表することとなっている。

計画に位置付けられた全事業を点検・評価の対象とするが、子育て支援に関するさまざまな事業を計画しているため範囲が広く、数も多いことから種類別に3区分に分け、メリハリをつけて行っていく。

- (1)「幼児期の学校教育・保育」については、認定区分を基本としながら、幼児期の学校教育・保育の提供体制について入園児童等客観的なデータを用いて検証する。
- (2)国が重要な施策として子ども・子育て支援法に位置付けた「地域子ども・子育て支援事業」については、その重要性に鑑み重点的な点検・評価を進めていくことが必要と考えられることから、町支援事業計画で位置付けた確保方策の実現結果を基本としながら、その取組み状況を点検する。
- (3)子育て環境の整備等に資する117の「分野別事業」については、計画上その事業の年度別具体的な取組方針が定まっていないことから、年度ごとの成果を基本に、その取組の方向性を検証する。

【2-1 幼児期の教育・保育の需給計画に係る実績について】

平成27年度から始まった子ども・子育て新制度では、幼稚園や保育園に入る際に住んでいる自治体から「制度上、入る資格を満たしているかどうか」の支給認定を受けなければ、新制度の幼稚園や保育園には入れない。ただし、幼稚園は新制度に移行していない私立幼稚園もあり、その場合は直接幼稚園に申込みを行う。開成町は公立幼稚園のみであり、公立は自動的に新制度に移行したため、開成幼稚園は支給認定を受けないと入れないことになっている。

計画42ページの「確保方策の計画値」とは、この先どのくらいの利用見込みがあって、それに対してどのくらいの受け入れ態勢が用意できるのか表しており、受け皿が足りなければ何らかの措置が必要になる。平成28年度実績について、表内①「量の見込み」とは、幼児期の教育・保育に関する保護者へのアンケート結果と人口推計、国の定めた式をもとに、どれくらいの需要があるかを、③「確保方策」は、需要に対してどれだけの受け皿が用意できるのか、提供体制を表している。「量の見込み」はアンケート結果のため需要は多

く算出されがちであり、実際は「実績」の数値となっている。

「1号」について、①量の見込み（計画）の計は306人、②4/1時点の実利用人数は179人で、見込みより127人少ない。これは※1のとおり、幼稚園において3歳児の受け入れを行っていないことが原因と考えられるため、今後、3歳児保育を実施することを計画にも位置づけている。これに対して、④確保方策（実績）は210人となっており、供給状況としては31人の余裕がある。

「2号」について、①量の見込み（計画）の計は216人、②4/1時点の実利用人数は211人で、ほぼ見込み通りとなっている。これに対して、④確保方策（実績）は145人となっており、供給状況としては66人の不足が生じている。「3号」については、0歳、1・2歳ともに見込み人数は計画より実績が少ないが、確保方策も計画より少なくなってしまった。結果として、1・2児の供給状況は19人の不足が生じている。

2号と3号の供給不足については、保育園に法律で許される範囲内で定員以上の園児を受け入れていただいたり、※3のとおり平成29年度に民間保育所を誘致・新設したりすることで対応している。なお、平成28年度については何らかの形で措置できているため、これだけの待機児童がいるということではない。また、3号の確保方策が計画値に満たなかったのは※4のとおり、地域型保育事業所から認可申請の相談があったものの申請に至らなかったからである。

【2-2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（13事業）について】

計画43ページからの「地域子ども・子育て支援事業」にかかる平成28年度実績について、説明を行った。

【2-3 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（町事業）について】

計画57ページからの「分野別事業」にかかる平成28年度実績について、説明を行った。合計すると、重複事業を除く92事業のうち、A評価が86事業（93.5%）、B評価が3事業（3.3%）、N評価が3事業（3.3%）という結果となった。

意見等

A 委員：病児保育について、実現に向けて5段階評価とすると、だいたいどのくらいまで検討されているのか。

事務局：主観的には5段階で3くらいだと思われる。

B 委員：病児保育について、今まさに必要な事業だと思うが5年間も「検討実施」というのはどうなのか。検討ばかりではなく結果を出して欲しいが、検討をすれば良いとのことであれば、評価はAで納得するしかない。

事務局：検討すれば良いという考えではない。直接、住民から要望が来ていることもあり、できるだけ早くこの状況を改善したい。広域的に5町で検討を進めているが、開成町がリーダーシップを取って何とか実現したいと方策を探りながら検討しているところ。計画では、平成31年度までとなっているが、期間中には何らかの形で開始できるようにしたいと考えている。調整が整い次第、またこのような場で報告を行いたい。

C 委員：病児保育について、病院や医師会、保健師、看護師にも、この計画の内容は伝わっているのか。

事務局：役場の中では認識されている計画だが、医師会などが認識しているとは考えがたく、事務局としてもそのようなアプローチの仕方はしていない。病児保育については、医師会の理解がないと進められないため、事業を開始するという方針が定まった段階で調整をしていく必要があると思う。

B 委員：延長保育について、ずいぶん減っているが、これは働き方改革によって企業側も努力している結果のように感じられる。計画は微増となっているが、実際は減少傾向にあるかもしれない。

D 委員：制度的にはどの企業もフレックスタイム制を導入し、また、残業を極力せず、いかに短時間で自分の仕事をこなし、組織へ貢献できるかが求められている。教員が部活で拘束されることが問題にもなっているが、働く人がいる限り保育士が支えていくことになるため、早く世の中が変わってくれば良いと思う。

B 委員：放課後児童クラブについて、内容についてはベストでないと思う。夏休みだけ利用したいという要望に答えられていなかったり、限られたスペースでの保育になっていたりしている。職員数や場所の広さなども評価対象になっていればよいが、このような判定基準であれば評価はAでも仕方がない。

事務局：表面上Aにはなっているが、確かに課題はたくさんある。保育所を利用していた家庭が仕事を継続していれば、必然的に学童保育を利用することになるが、今年度は開成小の新1年生の半分が学童を利用するという今までにない状況になっている。来年度も同じ状況になったとき「何が必要で、何ができるのか」を行政側で洗い出しをしているところ。

E 委員：2-3の内容について、「2回開催予定の会議が1回になったからB評価」というところは、2回開催する必要がなかったから1回だったのか、それとも必要があったけれど開催しなかったのか。必要がなかったのであればBでなくても良いのではないのか。

事務局：年度ごとに評価をするよう依頼しているので、「2回会議をする必要があった」という前提の中で、「1回しかできなかった」という解釈をしている。

■議題3 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

事務局説明

計画の基本指針では、支給認定区分ごとの実績と市町村計画の量の見込みに、おおむね10%以上の乖離がある場合には「見込みと大きく乖離している」として、原則、計画の見直しが必要とされている。計画の中間年を迎え、国から「計画と実績に差が生じている場合には、平成30・31年度の計画値の見直しを行う」よう要請が来ている。

開成町においても、見込みと実績に10%以上の乖離が見られる項目があったため、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に沿って見直しを進めていく方向であると、前回の会議で報告したことを確認した。見直しの手順としては、はじめに人数算定の基礎となっている児童推計について実績との差を検証し、次に、大きく乖離している箇所の見込み数（1号および3号）について確認をする。

①児童推計については、当初、計画を作成したときに使用した平成21～26年度の児童数に、平成27年度以降の計画値と平成28年度までの実数を【表1】で示した。表1から「推計に対する実人数の割合」を算出したところ、2歳以上は10%以上の大きな乖離は見られなかった。0・1歳は見込みより少ない割合となったが、今後の出生や年少者の転入を見込み、「児童推計の修正は行わない」ことを確認した。

②幼稚園等の利用見込み数（1号認定者）が実績と乖離していることについては、教育利用希望者のうち3歳児のほとんどが「のびのび子育てルーム事業」を利用しており、1号認定を行っていないため、認定者数が少なくなっていると考えられる。数値の乖離は町で3歳児教育を実施できていないことが原因であり、【表2】のとおり、のびのび子育てルーム事業利用者を加味すると実際の利用希望はあると考えられるため、「1号認定者の見込み数の修正は行わない」ことを確認した。

③保育所等の利用見込み数（3号）が実績と乖離していることについては、4/1時点の人数で集計した結果であると考えられる。【表3】のとおり3月末の人数で再集計すると0歳児95.7%、1・2歳児87.3%と増加しているため、「3号認定者の見込み数の修正は行わない」ことを確認した。なお、集計は4/1時点の人数で行われるが、見込みは年度いっぱいを見込んで推計することとなっている。

国の定義に当てはめていくと10%以上の乖離があるところもあるが、ひとつひとつ見ていくと、計画を直すまでには至らないのではないかと考えている。一番問題があるのは需要に対して受け皿が用意できない状態が続くことであるが、開成町の実態としては、受け皿が用意できている。計画値について、計画策定時に子ども・子育て会議に諮っているた

め、見直しについても修正をしなくて良いか判断をいただきたい。

意見等

職務代理者：事務局も色々と考えて、この内容での説明となったが、このことについて意見や質問はあるか。

B 委員：児童推計や見込み人数の修正はしないということだが、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（13事業）の見直しも行わないのか。

事務局：基本的には、計画は触らないこととしている。

職務代理者：他には何かあるか。提案どおりでよいか。

他委員：異論なし。

■議題4 平成29年度当初における入園・入所状況について

事務局説明

子育て世帯の定住促進と待機児童の解消を図るため、新たな民間保育所の設置を支援し「酒田みなみの保育園」が開園した。また、開成幼稚園においては平成31年からの3年保育の開始に向けて、今年度も引き続き大規模改修を実施する。平成29年4月1日現在、町内施設への入園・入所児童数について、具体的な数字を提示した。なお、待機児童は4月1日時点で0人である。

意見等

特になし